

児童	氏名	生年月日	施設名	新規・継続の別
		年 月 日生		新規・継続
		年 月 日生		新規・継続
		年 月 日生		新規・継続

復 職 証 明 書

桜川市長 様

就労者	氏名			
	住所			
休業種別	☐ 産前産後休業 ☐ 育児休業 ☐ 介護休暇 ☐ 療養休暇 ☐ その他()			
休業期間	年 月 日 ~ 年 月 日			
復職後の 就労時間	通常勤務 時間	時 分 ~ 時 分	1 か月の就労日数(予定)	
			日	
	育児 短時間 勤務	※該当の場合のみ記入 時 分 ~ 時 分	就労形態	
			☐ 正社員 ☐ 非常勤 ☐ パート ☐ 派遣社員 ☐ その他()	

上記の者は 年 月 日付で復職したことを証明します。

証明者

証明日 年 月 日 ※証明日は復職後の日付であること、
復職前の日付では無効となります。

所在地
事業所名
代表者名
電話番号
記入担当者名

(注意事項)

1. 育児休業からの復職により施設を利用する場合、入園月の月末までの復職が必要です。
期限までに復職されなかった場合、支給認定の取り消し及び退園となります。
ただし、社会保険や雇用契約上の理由により、月途中での復職が望ましくない場合、入園月の翌月1日付での復職も可とします。

2. 復職後2週間以内にご提出ください。
休業取得前の勤務条件(日数・勤務時間等)から変更がある場合は最新の就労証明書を合わせて提出してください。保育必要量(保育標準時間・保育短時間)の変更もある場合には、支給認定の変更申請を受付窓口にて行ってください。

3. 勤務時間等に変更が無い場合に限り、郵送での提出も可能です。
保護者の方より【〒309-1292 桜川市岩瀬 64 番地 2 桜川市役所 児童福祉課 保育グループ宛】にご提出ください。

4. 本証明書の内容について、就労先事業者等に無断で作成し又は改変を行ったときには、刑法上の罪に問われる場合があります。

※修正液等での訂正は受理できませんのでご注意ください。